

瀬戸市クリーンセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市条例第 1 0 号

瀬戸市クリーンセンター条例の一部を改正する条例

瀬戸市クリーンセンター条例（昭和 3 5 年瀬戸市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| (最大処理量) 第 3 条 瀬戸市クリーンセンターのし尿処理施設 (以下「処理施設」という。)において処理するし尿及び浄化槽に係る汚泥等(以下「浄化槽汚泥等」という。)の最大量は、1日につき <u>88</u> キロリットルとする。 | (最大処理量) 第 3 条 瀬戸市クリーンセンターのし尿処理施設 (以下「処理施設」という。)において処理するし尿及び浄化槽に係る汚泥等(以下「浄化槽汚泥等」という。)の最大量は、1日につき <u>125</u> キロリットルとする。 |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。